

一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会

特別委員会等規定

平成 28 年 8 月 5 日 制定

(総 則)

第 1 条 この規定は、一般社団法人九州橋梁・構造工学研究会定款第 41 条に規定される特別委員会等（以下、「本委員会」という。）の組織と活動の基準について定める。

(設置または廃止)

第 2 条 本委員会の設置または廃止は理事会で決定する。
2. 本委員会の活動期間は 1 年を原則とする。ただし、理事会の承認により、通算 3 年を上限として、一括して活動期間を延長することができる。

(構 成)

第 3 条 本委員会の委員は、会員およびその目的に沿った学識経験者等とする。
2. 本委員会には理事の中から会長が選任した委員長（以下「委員長」という）をおく。
3. 本委員会には 1 ないし 3 名の副委員長をおくことができる。

(委 嘱)

第 4 条 委員長は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
2. 本委員会の副委員長は、会員の中から委員長が委嘱する。
3. 委員は、委員長の推薦あるいは公募によるものとし、委員長が委嘱する。

(任 期)

第 5 条 委員長、副委員長および委員の任期は本委員会の存続期間とする。

(開 催)

第 6 条 本委員会は、委員長が招集する。

(活動と成果の報告)

第 7 条 本委員会は、理事会が必要と認めた事業の執行に当たるものとする。
2. 本委員会は、その事業の成果を得たときには理事会に報告し、原則として会員等に公表するものとする。

(事業計画および予算)

第 8 条 本委員会の活動が翌年度も継続する場合、委員長は、翌年度の事業計画および予算を、毎年 3 月中に理事会に提出しなければならない。

(経 費 等)

第 9 条 事業運営に必要な経費等は、本委員会の予算の範囲内で支出する。

(事 業 報 告)

第 10 条 委員長は、前年度の事業経過の概要・決算を、毎年 4 月上旬までに理事会に報告しなければならない。

(規定の変更)

第 11 条 本規定の変更は、理事会において行う。

付 則

(施行期日)

(1) この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。